

台風第15号による被災支援対応について

～令和元年第3回市会定例会に追加議案を提出します～

9月に首都圏を襲った台風第15号により、横浜市も市域全体で甚大な被害を受けました。応急対応については、迅速に進めていますが、このたび、特に被害の大きかった中小企業・小規模企業や農業者の災害復旧をしっかりとご支援するため、第3回横浜市会定例会において補正予算案を提出します。

国や県とも連携し、被災者の皆様に寄り添った支援策を進めていきます。

1 被災中小企業・小規模企業の復旧支援

(1) 被害状況

金沢臨海部の産業団地を中心に発生した甚大な被害について、被災企業483事業所に対し、国・県・市の合同チームが実施した巡回相談で、大企業や一部連絡のとれない事業者等を除く384社^{*}で、約250億円の被害を確認しています。

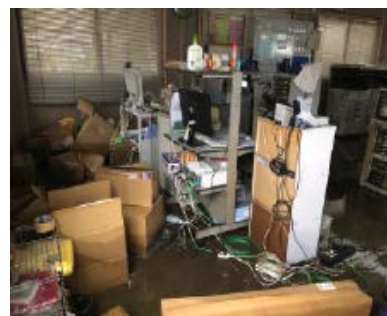
※10月11日現在



建物の全壊



車の浸水



機械や器具の浸水

(2) 支援内容

- ・台風第15号で被害を受けた市内中小企業・小規模企業の事業再建を支援するため、県の補助制度を活用して、復旧・整備に要する経費を補助します。
- ・また、特に大きな被害を受けた金沢臨海部産業団地の中小企業・小規模企業を支援するため、被害額が4千万円を超えた場合の追加支援を市単独補助金で実施します。
- ・さらに、企業の皆様の負担をできるだけ軽減できるよう、「台風第15号対策特別資金」の保証料助成に加え、これまでに例のない支援措置として、制度融資の利子補給を実施します。

① 横浜市被災中小企業・小規模企業復旧支援補助金（自治体連携型補助金）

【補正額：33億7,500万円（財源：県費30億円、市費3億7,500万円）】

- | | | |
|---|--------|-------------------------|
| ア | 対象地域 | ：横浜市全域 |
| イ | 対象経費 | ：施設、設備、車両等の修繕・購入等に要する経費 |
| ウ | 補助率 | ：3/4（県2/3、市1/12） |
| エ | 補助上限額 | ：3,000万円 |
| オ | 補助想定件数 | ：300件程度 |

② 横浜市被災中小企業・小規模企業復旧支援補助金（市単独補助金）

【補正額：15億円（全額市費）】

- ア 対象地域：金沢区
- イ 対象経費：施設、設備、車両等の修繕・購入等に要する経費
- ウ 補助率：1/10
- エ 補助上限額：3,000万円
（※前頁の自治体連携型補助金に上乗せして最大6,000万円まで補助）
- オ 補助想定件数：70件程度

《スケジュール（予定）》

- ・10月末 支援策等に関する周知、地元説明会の開催
- ・11月中旬 申請書類の作成に向けた相談・補助金交付申請書の受付開始
- ・12月～ 交付決定通知（順次）
- ・～3月末 実績報告書の提出（年度内に完了しない場合は2年度まで延長可能）

③ 中小企業災害対策特別資金利子補給補助金

【補正額：7,000万円（全額市費）】

台風第15号対策特別資金（セーフティネット保証4号型を含む）を利用する中小企業・小規模企業の利子の全額を補給します。

- ア 対象者：台風第15号対策特別資金（セーフティネット保証4号型を含む）を利用する中小企業・小規模企業で直接被害を受けた方
- イ 補助率：10/10
- ウ 利子補給の対象期間：初回利払日から当初の完済予定日まで
- エ 補助想定件数：300件程度

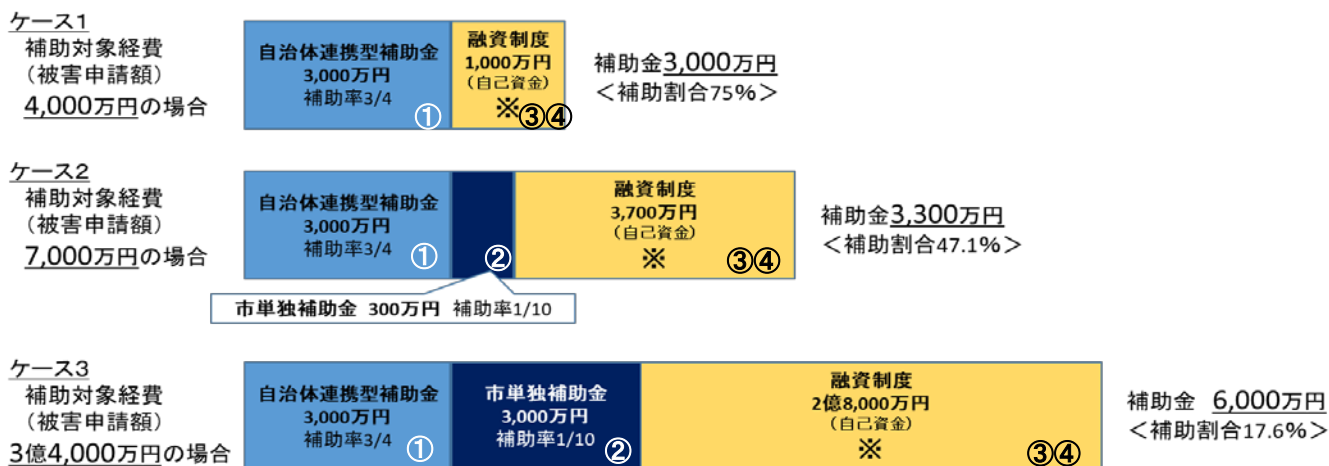
④ 信用保証料助成等事業

【補正額：3億6,000万円（全額市費）】

台風第15号対策特別資金（セーフティネット保証4号型を含む）を利用する中小企業・小規模企業が横浜市信用保証協会へ支払う信用保証料を助成します。

- ア 対象者：台風第15号対策特別資金（セーフティネット保証4号型を含む）を利用する中小企業・小規模企業で直接被害を受けた方
- イ 助成率：10/10（融資額30百万円に対する信用保証料を上限とし、借換え分を除く）
- ウ 補助想定件数：300件程度

<金沢臨海部産業団地等の被災企業支援のイメージ>



※自己資金部分を制度融資で借入する場合、利子補給と信用保証料助成(融資額:3,000万円以内)で支援(市単独)します。

2 農業用施設等の再建・修繕等の復旧支援

(1) 被害状況

ビニールハウスなどの農業用施設や畜舎の損壊などの被害（約1億3,000万円）が発生しました。



ビニールハウス全壊



畜舎の屋根の破損

(2) 支援内容

- 被災した農業者が農業経営を維持していくために必要な農業用施設等の再建・修繕等の復旧事業費（1億円）に対し、国・県の補助金も活用した事業により農業者を支援します。

① 台風被災農業者支援事業

【補正額：7,000万円（財源：県費5,000万円、市費2,000万円）】

- ア 対象経費：被災した農業用施設等の撤去・処分及び台風による農業被害前の当該施設と同程度の施設等の再建・修繕にかかる経費
- イ 補助率：最大7/10（国3/10以内・県2/10以内、市2/10以内）
- ウ 想定補助件数：300件程度
- ※支援対象となる農業用施設は、ビニールハウス、果樹棚、畜舎等

《スケジュール（予定）》

- 10月 農業者向け説明会の開催、申請書類の作成に向けた相談
- 10月下旬 農業者の要望のとりまとめ、国への報告
農業者からの補助金交付申請書の受付開始
- 12月 交付決定通知（順次）
- 3月末まで 実績報告書の提出

【参考】令和元年度10月補正予算案の概要

- 歳入歳出予算補正 一般会計 5事業 53億7,500万円
（財源：県費30億5,000万円、市費23億2,500万円）
- 繰越明許費補正 一般会計 2事業
横浜市被災中小企業・小規模企業復旧支援補助金（自治体連携型補助金）
横浜市被災中小企業・小規模企業復旧支援補助金（市単独補助金）

お問合せ先

経済局ものづくり支援課長（横浜市被災中小企業・小規模企業復旧支援補助金に関すること）高柳 友紀 Tel 671-3839
経済局金融課長（資金調達の支援に関すること）長谷川 政男 Tel 671-2586
環境創造局農業振興課長（農業用施設等の再建・修繕等の復旧支援に関すること）綿貫 理 Tel 671-2606
財政局財政課長（補正予算に関すること）白木 健介 Tel 671-2230